

# 下野市消費生活センター

消費生活に関する相談窓口です

## 下野市消費生活センター

消費生活センターは、訪問販売や電話勧誘販売等による契約のトラブルなどの消費生活に関する様々な相談や苦情について、解決のお手伝いをするための相談窓口です。

毎日の生活の中で、消費生活に関するトラブルや契約等で疑問が生じた時などは、一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの相談（苦情・問合せ）に、消費生活相談員が対応しています。

活相談員が対応しています。相談員は、消費者被害の相談から各種情報の提供、消費者教育の推進などを行っています。

消費者からの相談には、問題解決のための助言や必要に応じてあつせんを行ったり、より専門的な相談などの場合

には、内容に添った窓口を紹介したりするなど、解決に向けてより良い対応をしています。

### 《悪質商法の事例》

点検商法にご注意ください！

「今キャンペーン中で、家屋周辺の害虫予防消毒を安価でやっています」と業者の訪問があり、安くやってもらえるならとお願ひした。消毒が終了した後、「無料なので、

床下も確認した方が良いでしょう」と言われ、点検をしてもらった。

点検後、床下の様子を説明されて、「シロアリがいるので至急消毒した方が良いでしょう」と言われ、約40万円で契約してしまつた。』という事例があります。

「キャンペーン」や「無料で点検」などを口実に訪問して、点検したあとに消費者の不安をあおり、契約を迫る手段です。知らない業者は、安易に家の中に入れないようにしましょう。

「特別に値引きする」など

## 契約するときの確認項目

- 購入する時は、必要なものを再確認をする
  - 本当に必要な商品やサービスですか。
  - 勧誘や広告だけで購入が必要だと考えていませんか。
  - 他の会社の同種商品と品質・価格を比較検討しましたか。
  - 今すぐに購入する必要があるものですか。
- 契約内容を再確認する
  - 何を、いつ、いくらで契約するのか明確ですか。
  - 口頭で確認した契約内容が記載されていますか。
  - 申込書にクーリング・オフができることが記載されていますか。
  - 販売業者の住所・電話番号・代表者の記載がありますか。
  - 契約条項の中で、代金の支払いが遅れた場合には、どのような責任(違約金・損害賠償)を負うか確認しましたか。
  - 支払いについて、クレジット契約やポイント(プリペイド)決済などの場合は、支払先を確認しましたか。
- 投資契約・利殖契約の場合は再確認をする
  - 利益や損失が生じるしくみを理解していますか。
  - 最大の損失額はいくらですか。最大の損失が生じて大丈夫ですか。
  - 絶対にもうかると言われていませんか。
  - 契約先の事業者の信頼性の確認はしていますか。認可・登録を受けた事業者ですか。
  - 家族や知人等に相談しないで契約をして大丈夫ですか。
  - リスクのある投資契約をすぐに判断していませんか。
- 長期間にわたる契約の再確認をする
  - 長期の場合、最後の期間まで契約をすることは必要ですか。
  - 契約期間の途中で解約できる契約ですか。契約条項に解約条件の記載がありますか。
  - 途中で解約した場合の違約金や清算額を確認していますか。

■相談日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)  
 ※センターへ来所しての相談は、事前に電話によるご予約をお願いします。  
 ■問い合わせ先  
 消費生活センター  
 (市役所2階)  
 ☎(44)4883

クーリング・オフ  
 「クーリング・オフ」とは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間(8日、ただし例外あり)ならば自由に契約を解除することができる制度をいいます。  
 ※契約したもの全てが、解除対象となるわけではありませんので、確認が必要です。

と言葉巧みに契約を迫られても、その場で契約せずに一度帰ってもらい、家族や周囲の人に相談しましょう。必要がないものならば、はっきり断ることも必要です。  
 もし、契約してしまつても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合がありますので、お悩みのときは、消費生活センターにご相談ください。